

## 重要事項説明書

### 1 施設運営主体

|         |                   |       |          |
|---------|-------------------|-------|----------|
| 名 称     | 社会福祉法人さくら学園       | 代 表 者 | 理事長 井上 裕 |
| 所 在 地   | 広島県三原市宮浦六丁目21番12号 |       |          |
| 電 話 番 号 | 0848-63-2477      |       |          |

### 2 施設概要

|       |                   |         |         |      |
|-------|-------------------|---------|---------|------|
| 施設名称  | さくらこども園           |         |         |      |
| 施設種類  | 幼保連携型認定こども園       |         |         |      |
| 所在地   | 広島県三原市宮浦六丁目21番12号 |         |         |      |
| 電話番号  | 0848-63-2477      |         |         |      |
| 管理者   | 園長 有森 めぐみ         |         |         |      |
| 利用定員  | 1号認定子ども           | 2号認定子ども | 3号認定子ども | 計    |
|       | 15人               | 47人     | 40人     | 102人 |
| 開設年月日 | 平成29年 4月 1日       |         |         |      |

### 3 施設の目的及び運営の方針

|          |  |
|----------|--|
| 目 的      | <p>本園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するとともに、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されることを目的とする。</p>  |
| 理 念      | 安全・安心・満足   |
| 教育・保育の目標 | <p>(1) 心身ともに健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。</p> <p>(2) 身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人と関わる力を養う。</p> <p>(3) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成する。</p> <p>(4) 様々な環境に好奇心や探究心を持って自らが関わりを持って生活する力を育成する。</p> <p>(5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> <p>(6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成する。</p> |

#### 4 施設・設備等概要

|        |     |  |     |                       |
|--------|-----|--|-----|-----------------------|
| 敷地     | 全体  | 1,949.53 m <sup>2</sup>  | 園庭  | 889 m <sup>2</sup>    |
| 園舎     | 構造  | 鉄骨造2階建   | 延面積 | 885.04 m <sup>2</sup> |
|        | 築年月 | 平成14年12月   |     |                       |
| 室名及び室数 |     | ・乳児室兼ほふく室1<br>・保育室5 ・遊戯室1 ・調理室1 ・職員室1<br>・保健室1 ・一時預かりスペース1 ・子育てセンター1 |     |                       |

#### 5 職員の配置状況（児童数により変動あり）

|            |    |       |   |       |   |
|------------|----|-------|---|-------|---|
| 園長         | 1  | 管理栄養士 | 1 | 看護師   | 1 |
| 副園長兼主幹保育教諭 | 1  | 調理員   | 3 | 学校医   | 1 |
| 主幹保育教諭     | 1  | 事務職員  | 2 | 学校歯科医 | 1 |
| 保育教諭       | 23 | 保育補助員 | 4 | 学校薬剤師 | 1 |

#### 6 教育・保育の提供日及び提供時間

|                    | 提供日     | 休園日   |
|--------------------|---------|---|
| 1号認定子ども            | 月曜日～金曜日 | ・土曜日 ・日曜日 ・国民の祝日, 国民の休日<br>・夏季休業（8月1日～8月31日）<br>・冬季休業（12月25日～1月6日）<br>・春季休業（3月25日～4月6日） |
| 2号認定子ども<br>3号認定子ども | 月曜日～土曜日 | ・日曜日 ・国民の祝日, 国民の休日<br>・年末年始（12月30日～1月3日）  |

|        |            |        |            |
|--------|------------|--------|------------|
| 開園時間   | 7:00～19:00 | 保育標準時間 | 7:00～18:00 |
| 教育標準時間 | 8:30～14:00 | 保育短時間  | 8:30～16:30 |

※ 1号認定子どもは、預り保育を受けられます。

※ 2号・3号認定子どもは、延長保育を行います。

#### 7 提供する教育・保育の内容

(1) 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供します。

(2) 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行います。

- ① 延長保育
- ② 一時預かり事業
- ③ 障害児保育
- ④ 地域子育て支援事業
- ⑤ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

⑥ 食事の提供

⑦ その他保育に係る行事等

(3) 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることの無いよう、十分な配慮を持って運営するものとします。

8 給食及び食育

(1) 給食は、自園調理により提供するものとします。

(2) 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階・健康状態・嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー等にも配慮した内容とします。

(3) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとします。

(4) 食事の提供時間

|       | 午前おやつ | 昼食     | 午後おやつ  |
|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児   | 9：10頃 | 11：10頃 | 15：00頃 |
| 1・2歳児 | 9：10頃 | 11：10頃 | 15：00頃 |
| 3歳以上児 |       | 11：10頃 | 14：45頃 |

9 保育料等

三原市が定める保育料のほか、別表に掲げる費用負担があります。

10 教育・保育の利用の開始及び終了

(1) 教育・保育利用の開始について

① 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きをお願いします。

② 教育標準時間(1号認定)の子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、抽選により決定します。

③ 保育標準・短時間(2号及び3号認定)の子どもについては、三原市による利用調整を図るものとします。

④ 本園は、三原市が行うあっせん、調整及び要請に出来る限り協力するものとします。

⑤ 利用開始に当たっては、あらかじめ利用の申し込みを行った保護者に対し、本重要事項説明書の説明を行い、同意を得るものとします。

(2) 退園・休園及び転園について

① 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮します。

② 園児の退園・休園・転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮します。

- ③ 園長は、伝染病にかかり、又はかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることがあります。

(3) 利用の終了について

本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- ① 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき  
 ② 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき  
 ③ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

11 園医契約等

(1) 内科

|        |               |      |              |
|--------|---------------|------|--------------|
| 医療機関名称 | わきた小児科        | 電話番号 | 0848-67-7999 |
| 所在地    | 三原市宮浦六丁目6番38号 |      |              |

(2) 歯科

|        |                |      |              |
|--------|----------------|------|--------------|
| 医療機関名称 | うらさき歯科医院       | 電話番号 | 0848-64-0422 |
| 所在地    | 三原市明神二丁目11番10号 |      |              |

(3) 薬剤師

|        |                         |      |              |
|--------|-------------------------|------|--------------|
| 薬剤師名   | 常盤周作                    | 電話番号 | 0848-62-2953 |
| 所属・所在地 | 有限会社ときわ薬局 三原市港町一丁目2番27号 |      |              |

12 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 緊急時における対応方法

- ① 教育・保育の提供を行っているときに、園児の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに囑託医又は園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じます。  
 ② 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、三原市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。  
 ③ 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。  
 ④ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(2) 非常災害対策

- ① 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。  
 ② 避難及び消火に係る訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行います。

### 13 要望・相談の受付

#### (1) 相談窓口

|       |   |
|-------|---|
| 解決責任者 | 園長 有森 めぐみ                                 |
| 受付担当者 | 副園長 的場 ひとみ                                |
| 相談時間  | 開園時間内                                     |
| 受付方法  | 面接・電話・文書などの方法により受付しています。                  |
| 連絡先   | 電話番号：0848-63-2477      F A X：0848-63-2478 |

#### (2) 第三者委員

|    |       |
|----|-------|
| 氏名 | 田坂 雅晴 |
|----|-------|

※ 連絡先は、受付担当者までお問い合わせください。

### 14 加入保険

- (1) 本園は「スポーツ振興センター災害共済給付」に加入しています。園の活動中に園児に怪我などがあった場合に治療費が支給されます。
- (2) 全私保連保険制度（責任賠償保険）にも加入しています。

### 15 個人情報の使用

園児及び世帯に関わる個人情報については、以下の目的のために必要な範囲内で使用します。

- ① 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ② 他の施設等へ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③ 緊急連絡網に連絡先を記載すること。
- ④ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ⑤ 園のホームページ等に行事等の写真を掲載すること。

### 16 その他の留意事項

本園では、保護者会活動を行っています。（夏祭りなど）

## 別表

### 1 実費に係る利用者負担

| 項目          | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額                            |
|-------------|-----------------|-------------------------------|
| 入園に係る費用     | 制服、カバン、保育用品     | 幼児 35,000 円程度<br>乳児 3,500 円程度 |
| 給食費（1・2号認定） | 主食代（希望者）        | 月額 1,000 円                    |
| 給食費（1号認定）   | 副食代（希望者）        | 月額 3,500 円                    |
| 給食費（2号認定）   | 副食代（希望者）        | 月額 4,500 円                    |
| 教材費（幼児）     | 自宅用絵本           | 月額 400 円程度                    |
| 教材費（乳児）     | 自宅用絵本           | 月額 400 円程度                    |

- ・上記費用は保育料と一緒に引落としとする。
- ・給食費は、利用回数にかかわらず月単位での均一料金とする。

### 2 延長保育に係る利用者負担

| 認定区分     | 利用日      | 利用時間        | 金額                                       |
|----------|----------|-------------|--|
| 保育標準時間認定 | 月曜日から金曜日 | 18:00～18:30 | 月単位での申込者 月額 1,000 円<br>1日ごとの申込者 1回 200 円 |
|          |          | 18:30～19:00 | 月単位での申込者 月額 1,000 円<br>1日ごとの申込者 1回 200 円 |
| 保育短時間認定  | 月曜日から土曜日 | 7:00～ 8:30  | 1日 200 円 ・ 1か月最大 1,000 円                 |
|          |          | 16:30～18:00 | 1日 200 円 ・ 1か月最大 1,000 円                 |

### 3 預かり保育に係る利用者負担

| 認定区分     | 利用日      | 利用時間        | 金額                                      |
|----------|----------|-------------|---|
| 教育標準時間認定 | 月曜日から金曜日 | 14:00～18:00 | 1日 400 円(おやつ代 30 円を含む)<br>1か月最大 2,000 円 |
|          | 月曜日から土曜日 | 7:30～ 8:30  | 1日 200 円 ・ 1か月最大 1,000 円                |
|          | 土曜日      | 8:30～12:30  | 1日 600 円(主食・副食代 250 円を含む)               |

### 4 一時保育に係る利用者負担

| 利用区分  | 年齢区分  | 金額（1人当たり） |         | 備考   |
|---|-------|-----------|---------|--|
|   |       | 1人目       | 2人目以降   |  |
| 1日保育(8:30～17:00)                            | 0歳児   | 3,000 円   | 3,000 円 | 0～2歳児<br>主食代 50 円・副食代 200 円<br>を含む(午後保育を除く)            |
|   | 1～2歳児 | 2,500 円   | 1,300 円 |  |
|   | 3～5歳児 | 2,000 円   | 1,000 円 |  |
| 午前保育(8:30～12:30)<br>又は<br>午後保育(13:00～17:00) | 0歳児   | 1,500 円   | 1,500 円 | 3～5歳児<br>副食代 200 円を含む(午後<br>保育を除く)<br>主食代 1食 50 円(希望者) |
|   | 1～2歳児 | 1,300 円   | 700 円   |  |
|   | 3～5歳児 | 1,000 円   | 500 円   |  |

- ・利用日:月曜日から金曜日 ・利用日数:月14日以内
- ・年齢区分は、年度初日の区分によるものとする。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

認定こども園さくらこども園園長 有森 めぐみ

私は、本書面に基づいて認定こども園さくらこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、認定こども園さくらこども園における教育・保育の提供の開始について同意しました。

年 月 日

保護者 住 所

氏 名

㊞ 園児との続柄

園児氏名